

# 事務所ニュース

NO 147 号

## 「転勤に関する雇用管理のポイント」

### ◆厚労省が指針を公表へ

春の異動のシーズンを迎え、転勤となる従業員も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

現在、転勤にまつわる雇用管理について、厚生労働省の研究会で議論が進められており、3月末までに「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」という指針を公表して、企業で活用してもらおうという意向のようです。

### ◆指針の中身

では、どのような中身になるのか、研究会の報告書案からその構成を見てみましょう。

まず、転勤に関する実態と、仕事と家庭生活の両立を軸とする視点からみた転勤を取り巻く課題が解説され、続いて「労働者の仕事と家庭生活の両立に資する観点からの転勤に関する雇用管理のポイント」として次の内容が盛り込まれています。

1. 転勤に関する雇用管理について踏まえる法規範
  - (1) 配転命令権
  - (2) 転勤に関連するその他の法規範
2. 転勤に関する雇用管理を考える際の基本的な視点
3. 転勤に関する雇用管理のポイント
  - (1) 自社の現状把握
  - (2) 異動（転勤を含む）の目的・効果の検証
  - (3) 基本方針（転勤を実施する規模）
  - (4) 転勤に関する雇用管理の類型ごとの運用メニュー例

### ◆ポイントはどこに？

勤務地限定の合意等がなければ、従業員の同意がなくとも転勤は原則認められますが、一方で、近年では働き方の多様化への対応や、育児・介護等の家庭生活への配慮が求められるようになってきています。

指針は、従業員が長期的な職業生活・家庭生活の見通しを立てられるよう、会社は転勤の時期や頻度の目安等について従業員への明示を求める内容となるようです。

会社としても、従業員としても、転勤となればいろいろと調整しなければならない事柄が発生します。お互い、「早く言ってよ～」とならないよう、具体的かつ早めに意思疎通しておく必要があるということでしょう。

## 連続プラスが続く「パートタイマー時給」

### ◆関東4都県の募集時平均時給は1,000円を突破

パートタイマーの平成28年12月の平均時給は、関東4都県（東京、神奈川、埼玉、千葉）で1,020円、東日本で1,000円でした（アイデム人と仕事研究所が3月3日に公表した集計結果による）。

職種別では、「専門・技術職」で前年同月比マイナス88円の1,203円となったほかは、「事務職」「販売・営業職」「フードサービス職」「運輸・通信・保安職」「製造・建設・労務職」「その他」のいずれもプラス7～68円で増額しました。

伸び率が高かったのは、「運輸・通信・保安職」の前年同月比プラス68円の1,057円と、「フードサービス職」の同プラス12円の924円でした。

### ◆西日本の平均時給の伸びは東日本を上回る

関西3府県（大阪・京都・兵庫）は990円で前年同月比9円プラス、西日本は969円で同プラス16円と、い

職種別では、東日本と同様、「専門・技術職」で前年同月比マイナス 27 円の 1,267 円となったほかは、いずれも 9~44 円プラスでした。

伸び率が高かったのは「販売・営業職」の前年同月比プラス 44 円の 893 円、次いで「製造・建設・労務職」の同プラス 37 円の 927 円でした。この点は、東日本と異なる結果です。

#### ◆全体ではプラス傾向だが一部にマイナス 100 円超も

集計結果は平成 24 年 1 月から 48 カ月の推移をみるることができますが、全体で、東日本は 970 円から 1,000 円、西日本は 919 円から 969 円と、プラス傾向が続いています。

ところが、「専門・技術職」は前年同月比で東京都区部や神奈川県はマイナス 107 円、京都府はマイナス 200 円と、兵庫県でプラス 108 円となった以外、いずれもマイナスです。

#### ◆医療・介護・保育業界の人材確保に影響が？

この「専門・技術職」とは、看護師・准看護師、看護助手、薬剤師、歯科衛生士、歯科助手、介護福祉士、介護ヘルパー（2 級以上）、保育士です。

いずれも人手不足が深刻な職種で、時給のマイナスによりさらなる悪化が懸念されます。

## 増加する外国人雇用 『外国人雇用状況』

#### ◆外国人雇用が増加している

「インバウンド」という言葉も頻繁に使われるようになり、訪日外国人の増加が取り沙汰されているところですが、雇用の面でも外国人労働者の存在は無視できないものとなってきているようです。

厚生労働省が公表した平成 28 年 10 月末現在の外国人雇用についての届出状況によると、外国人労働者数は 108 万人を超え、前年同期比 19.4%の増加となり、平成 19 年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新したそうです。

また、外国人労働者を雇用する事業所は 17 万 2,798 カ所で、前年同期比 13.5%の増加と、同じく過去最高を

社会保険・労働保険手続き・就業規則・賃金退職金改定

を更新しています。

#### ◆国籍別では中国が最多、ベトナムも急増

国籍別の状況を見ると、中国が 34 万 4,658 人と全体の 3 割を占め、最多となっています。

次いでベトナム（17 万 2,018 人）、フィリピン（12 万 7,518 人）、ブラジル（10 万 6,597 人）と続いています。特にベトナムは前年同期比 56.4%の増加となっており、他と比べても対前年の伸び率が高くなっています。

#### ◆産業別では製造業、事業所規模別では 30 人未満が最多

産業別にみると、「製造業」が 23.5%を占め、次いで「卸売業、小売業」（16.9%）、「宿泊業、飲食サービス業」（14.3%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる）（7.9%）となっています。

また、事業所規模別にみると、「30 人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の 56.7%を占めています。

#### ◆今後も増加が予想される外国人労働者

グローバル化の流れから、就労目的の外国人の流入は今後ますます増えることが予想されます。

また、政府も高度外国人材のさらなる就業促進に向けての取組みや外国人労働者の受入れ拡大を進めており、国内の労働者数の減少も相まって、外国人雇用が加速度的に進んでくることも予想されます。

これまであまり関係がないと思われていた企業にとっても、「外国人の雇用」が身近な問題になることも、そう先のことではないかもしれません。

### 4 月の主な税務と労働の手続き続

#### 10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

#### 17 日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出

#### 5 月 1 日

- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、1 月~3 月分>
- 健保・厚年保険料の納付
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）

助成金申請・人事労務相談・給与計算・介護派遣業申請